

佐賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第13号

佐賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県固定資産評価審議会条例（昭和37年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(趣旨) <u>第1条</u> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第401条の2第6項</u> の規定に基づき、佐賀県固定資産評価審議会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) <u>第1条</u> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第401条の2第5項</u> の規定に基づき、佐賀県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。
(会長) <u>第3条</u> 佐賀県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。 2・3 略	(組織) <u>第1条の2</u> 審議会は、委員12人以内で組織する。 (会長) <u>第3条</u> 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。 2・3 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。